

1人につき1万円控除されます

令和6年度個人住民税の定額減税



総務省のホームページ

令和6年度税制改正により、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度分(一部)令和7年度分の個人住民税において定額減税が実施されます。

定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。減税しきれない場合は、別途給付金(調整給付)が支給されます。

※詳しくは、個人住民税の各種通知書をご覧ください。

■対象者：国内に住所を有し、令和6年度分の個人住民税所得割の納税義務者で前年の合計所得金額が180.5万円以下の人

※個人住民税が非課税、個人住民税均等割や森林環境税(国税)のみ課税の人は対象外です。

■定額減税額：納税義務者本人1万円、控除対象配偶者を含む扶養親族1人につき1万円の合計額

※合計金額の例として、本人、控除対象配偶者、扶養の子も2人の場合は、1万円×4人=4万円。ただし、定額減税額が所得割額を超える場合は所得割額を限度とします。

※同一一生計配偶者、扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現状によります。

4人に1人がコンビニで証明書を取得しています
令和6年度(5年分)課税所得証明書

6月10日(月)から令和6年度(5年分)課税所得証明書を交付します。本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)を提示してください。本人、同一世帯の親族以外が申請する場合は、本人からの委任状が必要です。なお、市県民税の申告が必要な人でも申告が済んでいない人は、交付できない場合があります。

- 手数料：1通3500円
- 申請方法：郵送(〒024-8001 住所記載不要)または直接市民税課 江釣子・和賀民生係へ
- コンビニでの交付
マイナンバーカードをお持ちの人はコンビニのマルチコピー機で取得できます

地域で支え合う知識を学びませんか

ご近所おたすけサポーター養成講座

カードゲームやグループワークを通して、地域での支え合いの考え方や始め方を学びます。受講者にはおたすけサポーター登録証を発行します。

- とき：6月18日(火)13時30分～16時45分
- ところ：北上市総合福祉センター2階研修室

市民税において1万円の定額減税が行われます。

■実施方法：個人住民税の納税方法に
よる

【給与所得者(特別徴収)】
6月分は徴収されず、定額減税後の税額が7月分(令和7年5月までの11カ月)に分けて徴収されます。

【納付書や口座振替の人(普通徴収)】
定額減税前の税額をもとに算出された第1期分(6月分)の税額から控除され、控除しきれない場合は第2期分(8月分)以降の税額から順次控除されます。

【公的年金の人(年金特別徴収)】
定額減税前の税額をもとに算出された10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は12月分以降の特別徴収税額から順次控除されます。

■通知書の送付：給付からの特別徴収の場合は、5月下旬に勤務先へ、普通徴収または年金特別徴収の場合は、6月中旬に送付予定

■問い合わせ：市民税課 ☎72-8209
※所得税の定額減税(1人につき3万円)の詳細は、左記国税庁のホームページをご覧ください。



国税庁のホームページ

令和6年度から始まります
森林環境税の課税



総務省のホームページ

令和6年度から、個人住民税均等割と併せて年額1000円が賦課徴収される「森林環境税(国税)」の課税が始まります。

その税収は、国から森林環境譲与税として都道府県・市町村に譲与され、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの環境整備・促進に使われます。

※東日本大震災復興基本法の理念に基づき、復興特別税として個人住民税均等割額に年額1000円(市民税500円、県民税500円)が加算されていた臨時的措置は、令和5年度で終了しました。

※詳細は右記総務省のホームページをご覧ください。

■当市の森林環境譲与税の使途は、右記市のホームページをご覧ください。

■問い合わせ：「森林環境税」市民税課 ☎72-8209 「森林環境譲与税」農林企画課 ☎72-8237

新たな事業や6次産業化に取り組む人を支援します
新事業創出支援事業補助金



新事業を創出する人を支援するため、経費の一部を補助します。クラウドファンディング型ふるさと納税を活用してコストをけずりに事業周知、販路開拓を行うこともできます。

■対象事業：新製品または新サービスの開発、新販路の開拓、新販売方法の導入、6次産業化など

■申し込み：北上市産業支援センター ☎71-2181、相去町山田2-35(または北上市農業支援センター ☎72-8210)

お元気ですか市長です。⑤



北上市長 八重樫浩文

一票の重み

去る3月24日に執行された北上市議会議員選挙の投票率は、過去最低の50.68%(男49.04%、女52.30%)となりました。実に有権者の2人に1人が選挙権を行使しなかったことになりました。一方、同選挙の最少得票数の当選者と落選した次点者は4票差でした。5年前の陸前高田市長選挙では5票差でしたし、特に地方自治体の首長や議員選挙では、僅差で当落が決することがあります。

かれこれ25年ほど前になりますが、私が県庁から宮古市役所に向向していた時、ちょうど市議会議員選挙が行われ、私もある候補者に一票を投じました。その候補者と同姓の候補者が複数おり、苗字のみ記載された票などは、一定の基準により按分されました。その結果、私が投票した候補者が、なんと次点の候補者と一票に満たない差での当選となったのです。まさに、当落が一票で変わる

ことを実感したのでした。私自身は20歳で選挙権を得てから(現在は18歳)、国政・県政・市政の各選挙とも棄権したことはないのですが、特に若い世代からは、「誰に投票すればいいかわからない」という声をよく聞きます。

各候補者の政策や主張は、公示(告示)後に全戸配布される選挙公報あるいは候補者のホームページなどでご覧いただけます。また選挙運動用のチラシや個人演説会などでも知ることができ、自分の考えに最も近い候補者に、貴重な一票を託してほしいと思います。

選挙は、憲法が保障する主権者として、その意思を政治に反映させることができる最も重要な基本的な機会です。

市民の皆さん、ぜひ、これからも行われる選挙(国政・県政・市政)において、大切な一票を投じましょう。